

中原区市民提案型協働事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、複雑かつ多様化する地域の課題やニーズに対応するため、市民から事業の提案を受け、市民と区と協働で、それらの課題等の解決を図ることを目的とした中原区市民提案型協働事業（以下「市民提案型協働事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体の要件)

第2条 市民提案型協働事業において、事業の実施ができるものは、中原区内に活動拠点を有し、中原区内を対象地域として事業を行える団体のうち、次に掲げる条件を満たす団体とする。

(1) 団体の運営に関する規則等を備えている（備えようとしている）こと。

(2) 予算及び決算を管理している（管理しようとしている）こと。

(3) 区長及び川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）に定める川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が所属していない団体であること。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。

(5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと。

(6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）
第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている団体でない
こと。

(7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、
その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該
者と契約を締結している団体でないこと。

(8) 公序良俗に反しない団体であること。

(対象となる事業)

第3条 市民提案型協働事業は、次に掲げる条件を満たす事業を対象
とする。

(1) 区と協働で実施することにより、区の認める地域課題の解決に
つながる事業

(2) 事業を提案する団体（以下「提案団体」という。）にとって新
規の取組である事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は
対象外とする。

(1) 嘗利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

(2) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業

(3) 施設等の建設や整備を目的とした事業

(4) 国、地方公共団体、外郭団体等から当該事業の委託、補助金、
助成金等を受けている事業

(5) 公序良俗に反する事業

3 第1項第2号の規定にかかわらず、事業の継続を希望する場合は、
対象となる年度毎に改めて事業の提案を行うものとする。なお、同

一事業の提案は、事業開始年度を起点として通算で3年度を限度とする。ただし、自然災害等で事業を一切実施できなかった場合は、3年度を超えて提案できるものとする。

(募集方法)

第4条 事業の募集方法は、別に定める方法で公募により行うものとする。

(経費)

第5条 中原区長（以下「区長」という。）は、第8条により事業が採用された団体（以下「事業実施団体」という。）に事業を実施するためには必要な経費を支払うものとし、その額は年度ごとの予算の範囲内において区長が別に定める。

(事業の決定等)

第6条 区長は、事業の提案を受けたときは、事業の選定及び評価について審査委員会に諮るものとする。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、事業の選定及び評価を行うものとし、その方法は別に定めるものとする。

2 条例別表第1の審査委員会の委員の構成の欄に掲げる市職員には、まちづくり推進部長をもって充てる。

3 審査委員会の庶務は、中原区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

(通知)

第8条 区長は、審査委員会の選定に基づき、採用する事業を決定し、提案団体に採用又は不採用を通知するものとする。

(実施方法)

第9条 事業実施団体と区長は、事業実施に当たっての基本的事項や役割分担等を確認する。

2 事業実施団体は、前項の確認の後に、事業実施について市長と協定書を締結する。

(事業期間)

第10条 事業期間は、第9条第2項に規定する協定書の締結日から同一会計年度の3月31日までとする。

(事業の取り扱い等)

第11条 事業実施団体は、採用された事業（以下「実施事業」という。）の内容等を変更しようとする場合又は実施事業を中止しようとする場合は、その理由を明らかにして、区長へ速やかにその旨の申請を行い、変更前に承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、内容変更又は中止の諾否の決定について、事業実施団体に通知するものとする。

(中間報告及び調査)

第12条 事業実施団体は、区長の求めに応じ中間報告を行わなければならない。

2 区長は、必要に応じて当該事業の状況について調査を行うことができる。

3 区長は、前項の規定に基づく調査又は報告の結果、必要な場合に指導又は助言を行うことができる。

(実績報告)

第13条 事業実施団体は、実施事業が完了したときは、事業完了の

日から 30 日以内に事業の実施結果及び自己評価を区長に報告しなければならない。

(書類の整備等)

第 14 条 事業実施団体は、事業に関する収入及び支出を明らかにするための帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならぬ。

(情報公開等)

第 15 条 区長は、事業を運営する上で公正性、透明性を高めるため、事業実施団体名、実施事業の概要、実施状況、実施結果及び審査委員会による評価等をホームページ等で公表するものとする。

(その他必要事項)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の中原区市民提案型協働事業実施要綱により決定された事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 19 日から施行する。